

## 特定給食施設等休止・廃止届(様式第4号) 記入要領

特定給食施設に係る事業を休止または廃止した場合に届け出ること。

### 【休止の場合】

☞ 施設の改築等で2カ月以上給食を停止する場合

※ただし、学校のように定期的に休止する場合は届出の必要はない。

### 【廃止の場合】

☞ 施設そのものがなくなる場合や給食を全てやめる場合

☞ 特定給食施設に該当する食数を下回った場合

☞ 経営主体が変わった場合

※新たに開始届を提出すること。

届出日	届出事項の発生後、1か月以内に届出	
設置者	当該施設を設置している者の住所及び氏名を記入 (法人にあっては、その名称、主たる事業所の所在地及び代表者の氏名) ※設置者とは、理事長、会長、市長、県知事、取締役社長、代表取締役〇〇等をいう。 (福岡市立の公立学校の場合は市長とする) ※調理業務委託の場合でも設置者は施設側をいう。	
1	施設名	施設の正式名称を記入
2	給食休止・廃止(予定)年月日	施設そのものがなくなる日や給食を全てやめる日を記入 <b>※休止の場合は、再開(予定)日を日付欄下に記入すること。</b>
3	休止・廃止理由	事業の休止により施設を休止した場合、又は事業の廃止により施設を廃止した場合の理由を具体的に記入 ※施設そのものを廃止するだけでなく、給食を全てやめる場合や特定給食施設の基準に該当しなくなった場合も休止(廃止)の理由とする。